

# 催し等における火気器具等の取扱い 及び防火管理に係る運用の手引

平成 26 年 7 月 札幌市消防局

(平成 27 年 3 月 一部改正)

## はじめに

平成25年8月15日、京都府福知山市で行われた花火大会において、死者3名、負傷者56名という甚大な被害を伴う火災が発生しました。この火災は、花火大会に出店していた露店の関係者が、発電機にガソリンを補給しようとしたところ、ガソリン携行缶からガソリンが噴出して周囲の観客に降りかかるとともに、露店の方向にも噴出し、露店で使用していたガスこんろが出火原因の一つであると考えられています。

また、この火災においては、人的被害が拡大した要因として、火災予防上の観点から観客席、露店、ガソリン携行缶の配置場所が適切ではなかったこと、個々の露店に対する防火指導の仕組みが明確ではなかったことなどが挙げられています。

本手引は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおける大惨事を二度と起こすことのないよう、催しに開設する露店等の関係者、主催者が、札幌市火災予防条例（昭和48年条例第34号。以下「条例」といいます。）に基づき実施しなければならないことをまとめたものです。

露店等の関係者、催し的主催者及び指定催し的主催者は、まずは、「防火安全対策は、自己責任のもとで自らが用意周到に行う」ということを念頭に置いた上で、この手引の内容を理解し、催しの防火安全対策を十分に施し、来場する観客が安全に、かつ、安心して催しを楽しむことができるための環境づくりに努めていただくようお願いします。

## 目 次

第1章	催しの開催に当たり実施しなければならないこと（概略）	1
第2章	対象火気器具等を使用する露店等の関係者が実施しなければならないこと	3
第3章	催しの主催者が実施しなければならないこと	8
第4章	指定催しの主催者が実施しなければならないこと	10
第5章	所轄消防署による防火指導等	13
第6章	各種届出との関係	13

資料1 対象火気器具等の使用・露店等の開設に係る防火安全自己点検票

資料2 露店等の開設届出書

資料3 火災予防業務計画の作成（例）

## 第1章 催しの開催に当たり実施しなければならないこと（概略）

対象火気器具等（※1）を使用する露店等の関係者、催しの主催者及び指定催し的主催者は、催しの開催に当たり次のことを実施しなければなりません。

### 【対象火気器具等を使用する露店等の関係者が実施しなければならないこと】

- 1 必ず消火器（※2）を準備すること。
- 2 消火器の使用方法について、露店等の関係者全員が事前に確認しておくこと。
- 3 露店等の開設届出を所轄消防署に提出すること。
- 4 対象火気器具等の使用・露店等の開設に係る防火安全自己点検票（資料1参照。以下「自己点検チェックシート」といいます。）により、周囲の防火安全対策が適切に行われているか点検すること。
- 5 自己点検後、自己点検チェックシートに点検者の氏名を記載し、来場者から見やすい位置に自己点検チェックシートを掲示すること。

### 【催し的主催者が実施しなければならないこと】

露店等の関係者及び対象火気器具等を使用する者と調整した上で、

- 1 対象火気器具等を使用する個々の露店等に対し、消火器の設置を促すこと。
- 2 対象火気器具等を使用する個々の露店等に対し、自己点検チェックシートによる自己点検の実施を促すこと。
- 3 露店等の開設届出を取りまとめ、所轄消防署に提出すること。
- 4 自己点検後、自己点検チェックシートに点検者の氏名を記載し、来場者から見やすい位置に自己点検チェックシートを掲示するよう、対象火気器具等を使用する個々の露店等に促すこと。

### 【指定催し的主催者が実施しなければならないこと】

- 1 指定催しの「防火担当者」を選任すること。
- 2 「防火担当者」に火災予防上必要な業務に関する計画（以下「火災予防業務計画」といいます。）を作成させ、当該計画に基づいた業務を行わせること。
- 3 作成した火災予防業務計画を「指定催し」開催の14日前までに所轄消防署に届け出ること。

それぞれの詳しい内容は第2章以降に具体的に列挙されていますので、そちらをご覧ください。また、催しの開催に当たりそれぞれが具体的に実施しなければならないことについては、フローチャート（15ページ）にまとめていますので、ご確認ください。

※1 対象火気器具等とは、以下に掲げる器具のことを言います。

- ① 火を使用する器具（移動式こんろ、移動式ストーブなど）
- ② 使用に際し、火災の発生のおそれのある器具等であって、灯油やガソリンなどの液体燃料を使用するこんろや移動式ストーブなどの器具等
- ③ 使用に際し、火災の発生のおそれのある器具等であって、固体燃料を使用するこんろや移動式ストーブなどの器具等
- ④ 使用に際し、火災の発生のおそれのある器具等であって、プロパンガスなどの気体燃料を使用するこんろや移動式ストーブなどの器具等
- ⑤ 使用に際し、火災の発生のおそれのある器具等であって、電気を熱源とするこんろや移動式ストーブなどの器具等

※2 消火器とは、法令（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号。以下「消火器の規格省令」といいます。））上は、「水その他消火剤を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの」と定義されていますが、基本的には、スーパーやホテル等の施設に設置している赤色の消火器をイメージすればよいでしょう。

## 第2章 対象火気器具等を使用する露店等の関係者が実施しなければならないこと

### 1 対象

対象は、「**屋内又は屋外**で行う祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合」となります。対象火気器具等の例は、以下のとおりです。

#### 【対象火気器具等（例）】



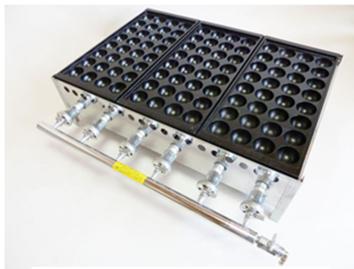
《こんろ》



《グリドル》



《発電機》



《たこ焼き器》



《たい焼き器》



《焼き鳥器》



《ポップコーン機》



《わたあめ機》



《ストーブ》



《七輪》



《火消しつぼ》

対象となる催しは、一時的に一定の場所に不特定多数の人が集まることにより混雑が生じ、火災が発生した場合に危険性が高まる催しで、具体的には、祭礼、縁日、花火大会、展示会等の一定の社会的広がりを持つものを対象とします。町内会で開催される夏祭り等のイベントや学校祭なども対象となります。

一方、近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会、学校祭でも当該学校に在籍している生徒と先生以外の者は立ち入らないもののように相互に面識がある者が集まる催しなど、集まる者の範囲が個人的なつながりに留まる場合は、本条例の対象外とします。ただし、火を使用する器具を扱うということは、何らかの火災危険が存在することになります。そのため、条例第2章に規定する「市民が主体的に行動するための基本的事項」に鑑み、例えば、器具の近傍に水バケツを用意するなど、万が一のための消火準備をしておく必要があります。

## 2 実施しなければならないこと

- (1) 迅速な初期消火作業と被害拡大防止の観点から、必ず消火器を準備してください。また、せっかく用意した消火器でも、使用方法が分からなければ何にもなりませんので、消火器の使用方法について、対象火気器具等を使用する露店等の関係者全員が消火器を適切に使用することができるよう、必ず消火器の使用方法を事前に確認しておいてください。

また、固定式のストーブや湯沸器等の火気設備は、条例に基づく消火器準備の規定はありませんが、対象火気器具等と同様に消火器を準備しておく必要があります。

- (2) 露店等の開設届出書を催しを所轄する消防署に届出する、又は催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者に依頼して、一括して所轄の消防署に届出するようにしてください。その際、当該届出(資料2参照)には、「各露店等に対し、火災予防上必要な自己点検を実施させる」旨のチェック欄がありますので、必ずその欄にチェックを入れるとともに、周囲の防火安全対策が適切に行われているのか確認するために、自己点検チェックシートにより事前に確認してください。

※ 保健所への営業許可・登録をした際に交付される許可証(登録票)については、外来者から見やすい場所に掲示することとなっています。自己点検チェックシートの消防署への届出義務はありませんが、防火安全のための自己点検を実施したという証として、営業許可証(登録票)と同じように、来場者から見やすい場所に掲示するようにしてください。

### 3 具体的にどのような消火器を準備すればよいのか

前述したとおり、消火器とは、消火器の規格省令上、「水その他消火剤を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの」として定義されています。消火器の種類については、①粉末系の消火器、②水系の消火器などに大別されますが、それぞれの特性については、以下のとおりとなっています。

消火器種別		粉末系の 消火器	水系の消火器			
火災 種別	燃焼物		強化液	中性強化液	機械泡	水(浸潤剤等入り)
A(普通) 火災	木製品/紙/織 維製品/ゴム/ 樹脂など	ABC 粉末 ○	○	○	○	○
B(油) 火災	ガソリン/灯油 /天ぷら油など	○	○ (霧状)	○ (霧状)	○	×
C(電気) 火災	通電中のコン セントなど	○	○ (霧状)	○ (霧状)	×	○ (霧状)
非常によく消火できるもの	一般的な 燃焼物		天ぷら 油火災	繊維、 樹脂類など	ガソリン・灯油 などの油類	精密機器など

注) 表中の記号は、以下のとおりです。

○：消火できるもの ×：消火できないもの

それぞれの特性を理解した上で、最も適応する消火器を設置する必要があります。なお、露店等の設置又は露店等は設置しないが、催しにおいて対象火気器具等を使用する場合には、灯油やガソリンを燃料とする器具であるこんろ、グリドル、ストーブを使用する機会が多いものと考えられますので、例えば、粉末系のABC消火器（消火器に下図のマークが入ったものです。）を準備すればよいでしょう。



A（普通火災用）



B（油火災用）



C（電気火災用）

消火器には、そのほかに「簡易消火用具」と呼ばれる部類のものがあります。これは、消防法では、「水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩」のことを言いますが、このほかに、エアゾール式簡易消火具（スプレー式のワンタッチ消火具で、ハロンガス等を圧縮ガス等の圧力で噴霧状に放射するものです。）も簡易消火用具の仲間として考えています。

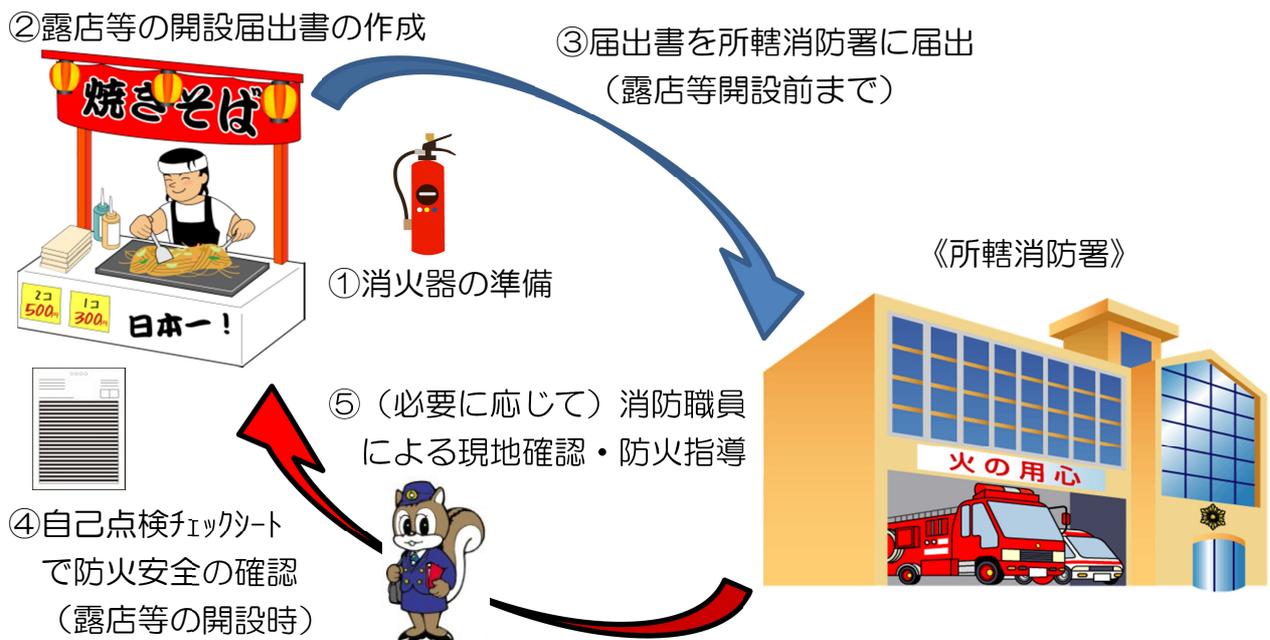
**露店等を開設する場合、又は、露店等は開設しないが、催しにおいて対象火気器具等を使用する場合には、前述したとおり、簡易消火用具やエアゾール式簡易消火具ではなく、燃焼するものの特性に応じた消火器を準備してください。**

#### 4 留意事項

- (1) 消火器は、原則として対象火気器具等を使用する露店等がそれぞれ使用する対象火気器具等ごとに準備しなければなりません。ただし、同一の利用者が複数の対象火気器具等を使用する場合、それぞれの対象火気器具等から歩行距離が 20 メートル以内に 1 個となるよう消火器を準備しても良いこととします。
- (2) 屋内で対象火気器具等を使用する場合において、建物内に既に消火器が設置してあり、建物内の消火器の管理者等と当該対象火気器具等の利用者が同一であるときは、建物内に設置されている消火器から歩行距離が 20 メートル以内の範囲で使用する対象火気器具等については、新たに消火器を準備することを要しないものとします。
- (3) (2) の場合において、歩行距離 20 メートル以内に消火器以外の消防用設備等（屋内消火栓設備など）又はスプリンクラー設備が設置されていたとしても、それをもって消火器を免除することにはなりませんので、注意してください。
- (4) 露店等の開設届出は、個々の露店等の関係者がそれぞれ所轄消防署に届出を行うこととなっています。しかし、防火安全対策は、個々の露店等のほかに、催し全体の防火安全対策が極めて重要であります。このため、一つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、可能な限り、その催しの主催者、催しを開催する施設の管理者、露店等の開設を統括する者のいずれかが一括して届出を行うようお願いいたします。なお、一括して届出を提出する場合は、1 枚の様式にまとめて提出してください。

#### 5 届出までの具体的な流れ

届出までの具体的な流れは、以下の図のとおりです。



## 6 まとめ

対象火気器具等を使用する露店等の関係者が実施しなければならないことを整理すると、

- 必ず消火器を準備すること。
- 消火器の使用方法について、露店等の関係者全員が事前に確認しておくこと。
- 露店等の開設届出書を所轄消防署に届出すること。
- 自己点検チェックシートにより周囲の防火安全対策が適切に行われているか確認すること。
- 自己点検後、自己点検チェックシートに点検者の氏名を記載し、来場者から見やすい位置に自己点検チェックシートを掲示すること。

### 第3章 催しの主催者が実施しなければならないこと

#### 1 対象

対象は、**屋内又は屋外**で行う祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて、

- (1) 当該催しを主催する場合（主催者）
  - (2) 催しを開催する施設を管理している場合（施設の管理者）
  - (3) 開設する露店等を統括する場合（露店等の統括者）
- となります。

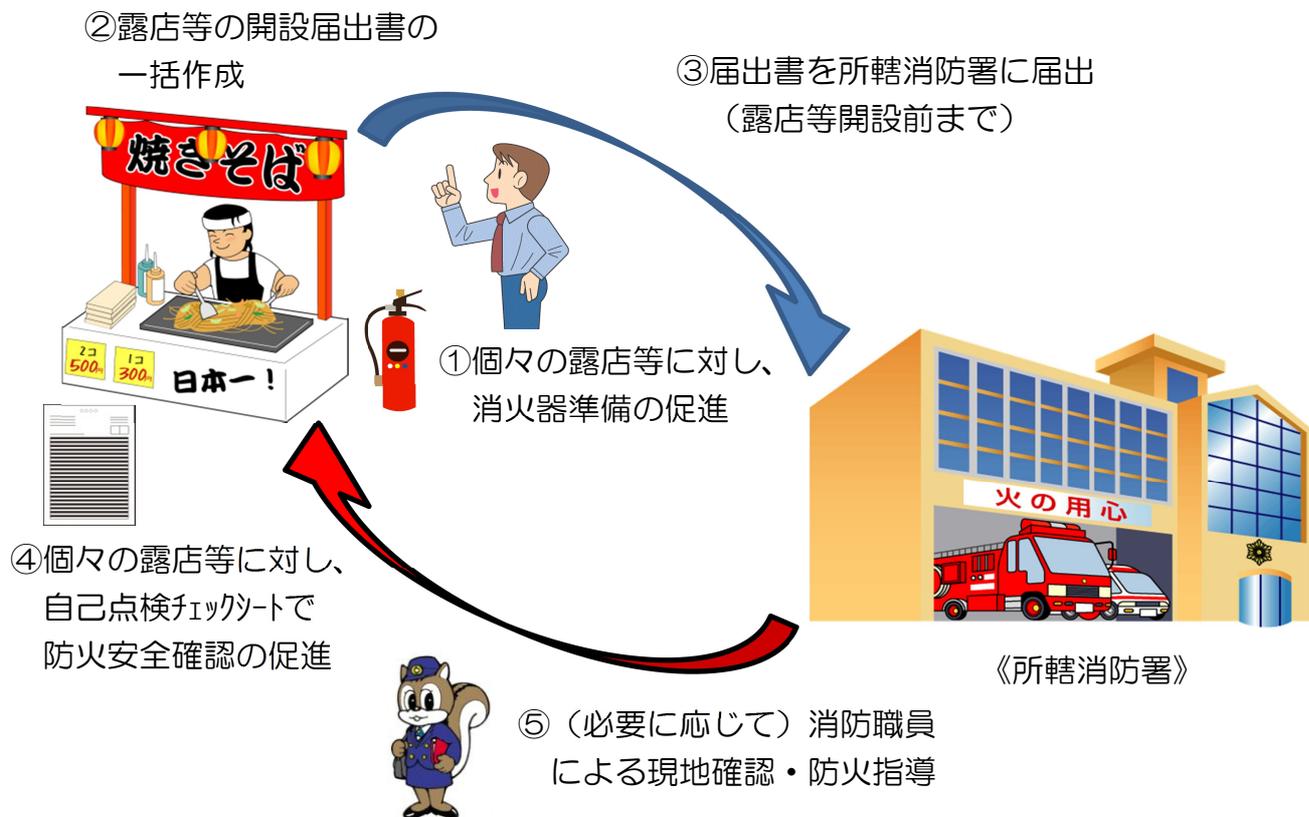
#### 2 実施しなければならないこと

- (1) 露店等の開設届出書は、個々の露店等の関係者がそれぞれ所轄消防署に届出を行うこととなっています。しかし、防火安全対策は、個々の露店等のほかに、催し全体の防火安全対策が極めて重要です。このため、一つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、可能な限り、その催しの主催者、催しを実施する施設の管理者、露店等の開設を統括する者のいずれかが一括して届出を行うようお願いします。なお、一括して届出を提出する場合は、1枚の様式にまとめて提出してください。
- (2) 個々の露店主に対し、身の回りの防火安全対策が適切に行われているのか確認するために、自己点検チェックシートにより事前に確認しておくよう促してください。
- (3) 複数の露店等で共同して消火器を設置したいと露店主から相談があった場合は、以下に掲げる事項に留意の上、消火器を設置してください。

- ① 消火器は、原則として対象火気器具等を使用する露店等がそれぞれ使用する対象火気器具等ごとに準備しなければなりません。ただし、同一の利用者が複数の対象火気器具等を使用する場合、それぞれの対象火気器具等から歩行距離が20メートル以内に1個となるよう消火器を準備しても良いこととします。
- ② 屋内で対象火気器具等を使用する場合において、建物内に既に消火器が設置しており、建物内の消火器の管理者等と、当該対象火気器具等の使用者が同一であるときは、建物内に設置されている消火器から歩行距離が20メートル以内の範囲で使用する対象火気器具等については、新たに消火器を準備することを要しないものとします。
- ③ ②の場合において、歩行距離20メートル以内に消火器以外の消防用設備等（屋内消火栓設備など）又はスプリンクラー設備が設置されていたとしても、それをもって消火器を免除することにはなりませんので、注意してください。

### 3 届出までの具体的な流れ

届出までの具体的な流れは、以下の図のとおりです。



### 4 まとめ

催しの主催者が実施しなければならないことを整理すると、

- 対象火気器具等を使用する個々の露店等に対し、消火器を設置するよう促すこと。
- 対象火気器具等を使用する個々の露店等に対し、自己点検チェックシートにより事前の防火安全確認を促すこと。
- 露店等の開設届出書は、1枚の様式にまとめ所轄消防署に届出するよう努めること。
- 自己点検後、自己点検チェックシートに点検者の氏名を記載し、来場者から見やすい位置に自己点検チェックシートを掲示するよう、対象火気器具等を使用する個々の露店等に促すこと。

## 第4章 指定催しの主催者が実施しなければならないこと

### 1 対象となるもの

**屋外**で行う祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しのうち、**「指定催し」**において、当該「指定催し」を主催する場合（主催者）

### 2 「指定催し」とは

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、①大規模なものとして札幌市消防長が定める要件に該当するもので、②火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として、当該「指定催し」を開催する場所を所轄する消防署長が指定します。

「札幌市消防長が定める要件」及び「消防署長が指定する「指定催し」」については、それぞれ告示で定める予定であり、具体的には、以下を想定しています。

#### 【札幌市消防長が定める要件】

札幌市内で開催される催しで以下のいずれかに該当するもの

- ① 一日当たりの人出予想が10万人以上であり、かつ、催しを主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するもの（対象火気器具等（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。）を使用する露店、屋台その他これらに類するもの及び危険物を取扱う露店等を含む。）の計画数が100店を超えるもの
- ② ①に準ずる規模を有する催しとして消防署長が認めるもの

#### 【消防署長が指定する「指定催し」として想定する催し（※1・※2・※3）】

- ① 北海道神宮例祭（札幌まつり）
- ② すすきの祭り

※1 平成27年3月1日現在の札幌市消防長が定める要件を全て満たすものは、上記に掲げる2つの屋外催しとなっています。いずれも中央区での催しとなっていることから、札幌市中央消防署長告示として、毎年告示することが想定されています。

※2 「指定催し」を指定する場合は、原則として、あらかじめ当該「指定催し」の主催者の意見を聴くこととなっています。

※3 「指定催し」を指定した場合は、その旨を「指定催し」の主催者に通知するとともに、公示します。具体的な公示場所は、①消防署の掲示版、②札幌市公式ホームページとなっています。

### 3 実施しなければならないこと

- (1) 「指定催し」の関係者のうちから、火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の者を「防火担当者」として選任してください。その際、「指定催し」の主催者が自ら防火担当者になっても構いません。
- (2) 防火担当者の選任後、当該防火担当者に対して、火災予防業務計画を作成させてください。  
⇒ 火災予防業務計画の具体的な作成要領は、資料3参照

※ 対象火気器具等を使用する露店等は、それぞれが個々に露店等の開設届出を所轄消防署に提出することとなっていますが、防火安全対策は、個々の露店等のほかに、催し全体としての防火安全対策を施すことが極めて重要です。このため、露店等の開設届出は、各露店等分を取りまとめる、又は火災予防業務計画に露店等の開設届出を提出する際に必要となる事項を明記するなどしてください。

- (3) 火災予防業務計画作成後は、所轄の消防署に当該計画を届け出るとともに、防火担当者に対して当該計画に基づく業務を行わせてください。

### 4 留意事項

- (1) 「指定催し」の主催者は、当該指定催しにおける防火安全対策を防火担当者に指示することにより実施させますが、防火管理全般について一義的な責任を負うのは、「指定催し」の主催者となることに十分留意してください。
- (2) 火災予防業務計画は、「指定催し」の主催者が当該指定催しを開催する日の14日前までに必ず所轄消防署に届け出てください。
- (3) 火災予防業務計画を所轄消防署に届け出なかった場合は、当該指定催し的主催者に対し、30万円以下の罰金を科すこととなりますので、十分に注意してください。

## 5 届出の具体的な流れ



## 6 まとめ

「指定催し」の主催者が実施しなければならないことを整理すると、

- 「指定催し」の関係者から、「防火担当者」を選任すること。
- 防火担当者に火災予防業務計画を作成させ、当該計画に基づいた業務を行わせること。
- 「指定催し」開催の14日前までに火災予防業務計画を所轄消防署に提出すること。

## 第5章 所轄消防署による防火指導等

所轄消防署では、提出された露店等の開設届出、火災予防業務計画の内容を確認し、「指定催し」については現地確認及び防火指導を実施します。また、「指定催し」以外の催しについては、他の届出（防火対象物使用開始（内容変更）届出書、裸火使用/危険物品持込申請書など）との兼ね合い等も勘案しながら、必要に応じて現地確認及び防火指導を実施します。

露店等の開設届出の記入方法、火災予防業務計画の作成方法など、ご不明な点は、催しを開催する区の消防署に連絡してください。

中央消防署予防課	TEL215-2120	豊平消防署予防課	TEL852-2100
北消防署予防課	TEL737-2100	清田消防署予防課	TEL883-2100
東消防署予防課	TEL781-2100	南消防署予防課	TEL581-2100
白石消防署予防課	TEL861-2100	西消防署予防課	TEL667-2100
厚別消防署予防課	TEL892-2100	手稲消防署予防課	TEL681-2100

## 第6章 各種届出との関係

催しを行う際の届出については、①露店等の開設届出、②火災予防業務計画の届出、③防火対象物使用開始（内容変更）届出、④裸火/危険物品持込申請の4つがあります。今回の条例改正により、新たに①及び②が追加されたところですが、以下の場合については、今までどおり各届出が必要となりますので留意してください。

### 1 仮設の建築物を設置する場合

催しにおいて仮設建築物を設置する場合は、当該仮設建築物において厨房設備や固定式のストーブを設ける場合は、消火器を設置した上で「防火対象物使用開始（内容変更）届出書」を所轄の消防署に提出し、それに基づき所轄の消防署において立入検査を行うこととなります。

### 2 催事場で対象火気器具等を使用する場合

デパート等に催事場を設け、そこで対象火気器具等を使用する場合は、通常、「裸火使用/危険物品持込申請書」の中に、消防用設備等の概要や火災予防上講ずる措置を記入する欄がありますので、そこに必要事項を記入し、所轄の消防署に届け出ることとなります。

3 演劇、映画、その他の催物を開催する場合

劇場等以外の建物その他の工作物において演劇、映画、その他の催物を開催するときには、「催物開催/臨時客席等設置届出書」を所轄消防署に提出することとなります。

4 劇場等において臨時の客席等を設ける場合

劇場等において、臨時に客席又は舞台を設ける場合は、「催物開催/臨時客席等設置届出書」を所轄消防署に提出することとなります。

○催しの開催に係る各種手続・フローチャート

